入　札　説　明　書

１　契約担当課（問い合わせ先）

公益財団法人広島市みどり生きもの協会　植物公園　管理課

〒７３１－５１５６　広島市佐伯区倉重三丁目４９５番地

電話　０８２－９２２－３６００（直通）

２　調達内容

1. 業務名

広島市植物公園内における自動販売機による商品販売業務

1. 履行の内容等

　本業務は、広島市植物公園の来園者の利便性の向上を図るため、園内に設置する清涼飲料水等の自動販売機による商品販売業務を実施するものである。

　　詳細は、別紙「契約書」及び「仕様書」のとおり。

1. 販売品種

　　清涼飲料水等（ペットボトル、缶及び瓶）

1. 販売予定数量

別紙１「契約（入札）の区分」のとおり。

1. 契約期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

　　ただし、契約期間満了日の１か月前までに、当協会からなんらの意思表示がないときは、引き続き１年間更新するものとし、以後この例による。（令和９年３月３１日以降は更新しないものとする。）

1. 履行場所

広島市植物公園（自動販売機の設置場所・設置台数は別表２のとおり。）

広島市佐伯区倉重三丁目４９５番地

1. 入札事項

入札は、商品の売上金額（Ａ）に対する販売手数料（Ｂ）の割合（Ｂ／Ａ。以下「販売手数料率」という。売上金額及び販売手数料には消費税及び地方消費税を含む。）で行うこととする。

３　入札方式

1. 本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。
2. 入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、予定販売手数料率以上で有効な入札書を提出した最高販売手数料率提示者（落札候補者）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定するものである。
3. また、最高販売手数料率提示者が次に掲げる場合に該当するときは、予定販売手数料率以上で有効な入札書を提出した者のうち、次順位の販売手数料率提示者から順次、前記⑵と同様にして、その入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定するものとする。

・　入札参加資格を有していないと確認した場合

・　無効な入札の場合

1. 入札は、別紙１「契約（入札）の区分」の２区分で、「一抜け方式」により行う。

なお、各区分の両方又は一方のみのいずれでも入札参加可能である。

※　「一抜け方式」について

同一の場所において異なる者が設置する自動販売機により商品を販売できるようにするため、区分１の「清涼飲料水等Ａ」、区分２の「清涼飲料水等Ｂ」の順で落札決定順位を定め、この順に従って入札を行い、それぞれ落札候補者を選定する。

　　　　当該入札では、落札決定順位上位の「清涼飲料水等Ａ」の落札候補者となった者による落札決定順位下位の「清涼飲料水等Ｂ」の入札は無効とする。ただし、「清涼飲料水等Ｂ」の入札において、「清涼飲料水等Ａ」の落札候補者以外の入札がない場合又は「清涼飲料水等Ａ」の落札候補者以外に予定販売手数料率以上の有効な入札がない場合を除く。

　　なお、落札決定順位上位の「清涼飲料水等Ａ」の入札において落札候補者がない場合は、落札決定順位下位の「清涼飲料水等Ｂ」の入札は行わない。

４　入札区分

本件業務は、入札書を持参して提出する、紙入札案件である。

５　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第２条の規定に該当しない者であること。

⑵　広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

⑶　清涼飲料水等の製造事業者、清涼飲料水等の製造事業者が出資している販売事業者、又は日本自動販売協会（ＪＡＭＡ）の正会員として加盟している事業者で、現に活動している者。

⑷　入札公表の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。

⑸　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（入札参加資格確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。）

６　資格確認申請書等の書類の交付方法

本協会のホームページ（後記16⑺参照のこと。以下同じ。）からダウンロードできる。

７　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所

本協会のホームページからダウンロードできる。

⑵　入札説明書、仕様書等の交付方法

本協会のホームページからダウンロードできる。

⑶　仕様書等に関する質問

ア　仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。

なお、仕様書等に関する質問書は、本協会のホームページからダウンロードできる。

(ｱ)　提出期間

令和４年２月１７日（木）から令和４年２月２４日（木）までの２月１８日（金）（休園日）を除く毎日の午前８時３０分から午後５時まで

(ｲ)　提出場所（先）及び問合せ先

前記１に同じ。

(ｳ)　提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とする。

イ　前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開園日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

(ｱ)　閲覧期間

令和４年２月１９日（土）から令和４年３月１日（火）までの毎日の午前８時３０分から午後５時まで

(ｲ)　閲覧場所

前記１に同じ。

８　入札の方法

1. 入札書には、別紙１「契約（入札）の区分」の区分ごとに販売手数料率を記載すること。
2. 入札書に記載する販売手数料率は、小数第一位までとする。

９　入札回数等

1. 入札回数は３回限りとし、この結果、落札者（落札候補者）がない場合は、入札を打ち切る。

なお、「一抜け方式」による入札を行うため、落札決定順位上位の「清涼飲料水等Ａ」の入札において落札候補者がない場合は、落札決定順位下位の「清涼飲料水等Ｂ」の入札は行わない。

1. 初度入札又は再度入札において、予定販売手数料率以上の販売手数料率をもって有効な入札がない場合、直ちに、再度入札又は再々度入札を行う。

⑶　初度入札に参加していない者及び初度入札において無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。また、再度入札に参加していない者及び再度入札において無効な入札をした者は、再々度入札に参加することができない。

10　入札書等の提出方法等

⑴　入札書等の提出方法

入札参加者は、次のア及びイに掲げる入札書等の書類を、開札日時に、開札場所に持参して、提出すること（巻き四つ折り・封筒不要）。なお、郵送、電送その他の方法による入札書の提出は認めない。

また、開札日には、初度入札又は再度入札で落札候補者がないときは、続けて再度入札又は再々度入札を行うため、再度入札又は再々度入札用の入札書を準備しておくこと。

ア　入札書

入札書については、本協会所定の様式（本協会のホームページに掲載）を使用し、販売手数料率等の必要事項を記載し、記名・押印（押印は、法人登記している代表者印（丸印）の印鑑によること。）すること。

イ　委任状

代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」という。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含む。）として入札する場合は、代表者等からの委任状を開札時までに提出すること。

代理人として入札する場合は、入札書の入札者住所氏名欄の記載は次の例のとおりとなるので、注意すること。

（入札者住所氏名欄の記載例）

○○市○○町○番○号

○○○○株式会社

代表取締役　○○　○○

上記代理人　○○　○○　印

委任状は、本協会所定の様式（本協会のホームページに掲載）を使用して作成すること。

なお、再度入札又は再々度入札にあっては、初度入札又は再度入札から委任事項に変更がない場合は、提出は不要である。

⑵　その他

入札書等の提出後は、入札（開札）前であっても、提出された入札書等の書換え、差換え又は撤回等は一切認めない。

11　開札等

⑴　入札執行課

〒７３０－００１１

広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内

公益財団法人広島市みどり生きもの協会　緑化管理部 経営企画課

電話　０８２－２２８－０８１１（直通）

1. 開札の日時及び場所

ア　日時　令和４年３月２日（水）午前１１時５０分

イ　場所　広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内

公益財団法人広島市みどり生きもの協会　１階　入札室

⑶　開札

ア　入札参加者は、開札に立ち会うこと。（立ち会うことができる者は、１者につき１名とする。）

イ　開札の結果、予定販売手数料率以上で最高販売手数料率をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ　落札候補者となるべき同率の入札をした者が２者以上あるときは、開札後、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

エ　その他開札及び落札候補者の決定に関しては、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領を準用するものとする。

12　資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、次により、資格確認申請書等を持参して提出するものとする。

⑴　提出場所

前記１に同じ。

⑵　添付書類

ア　広島市税の納税証明書（写し）

「令和○年○○月○○日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書の写し。(証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。)

イ　消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その３」「その３の２」「その３の３」のいずれか)の写し。〔電子納税証明書は不可〕(証明年月日が資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。)

1. 提出部数

提出部数は、１部とする。なお、提出された資格確認申請書等は、返却しない。

1. 提出期限

令和４年３月３日（木）の正午まで

当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合は、別途提出期限を指定する。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

⑸　その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記⑷の提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

13　一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記12により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本協会から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。なお、開札日時以後、落札決定までの間に競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

14　落札者の決定

⑴　前記13により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

⑵　落札者の決定結果は、ＦＡＸ等により入札参加者全員に通知する。

15　本件業務の履行に当たって

⑴　本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに規則等の諸規程の規定を遵守しなければならない。

⑵　広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第１項から第５項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ア　本協会発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第３条第１項に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者

イ　本協会発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除する。

⑶　本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第２条第６項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本協会に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

16　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金

　入札に参加しようとする場合は、別紙１に掲げるそれぞれの区分の売上予定総額に販売手数料率を乗じて得た金額（以下「販売手数料予定総額」という。）の１００分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。納入する際は、入札保証金納書に必要事項を記入し、入札を開始するまでに提出すること。口座振込で納付する場合は、振込を確認する必要があるため、入札日の前日までに振り込むこと。

　　　ただし、保険会社との間に本協会を被保険者とする入札保証保険契約を締結して本協会に提出した場合、又は、過去２年間に国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき、入札保証金を免除する。実績による入札保証金の免除を受けたい者は、入札保証金免除申請書を事前に本協会へ提出し承認を得ること。

なお、入札保証金納書、入札保証金免除申請書は、本協会所定の様式（本協会のホームページに掲載。）によること。

⑶　契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに販売手数料予定総額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア　保険会社との間に本協会理事長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記11⑴に提出したとき。

この場合において、前記２⑷のただし書きにより、１年間更新する場合には、新たな履行保証保険を締結して提出する、又は販売手数料予定総額の１００分の１０以上の契約保証金を納付するものとする。新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ　契約保証金免除申請書（本協会のホームページからダウンロードできる。）を、前記11⑴に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ｱ)　契約を締結しようとする日から過去２年間に国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

(ｲ)　広島市税について滞納がないこと。

(ｳ)　消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本協会のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本協会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本協会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記11⑴に申請すること。

⑷　契約書の作成等

ア　落札者は、落札決定した日から５日以内の日（最終日が、広島市の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ　落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、入札保証金相当額の損害賠償金（契約期間に係る販売手数料予定総額の１００分の５）を支払うものとする。

ウ　契約書は２通作成し、本協会及び落札者がそれぞれ、記名･押印の上、各１通を保有する。

エ　契約書の作成に要する費用は、本協会及び落札者がそれぞれ負担する。ただし、契約書用紙は、本協会が交付する。

⑸　入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

前記により入札を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、本協会は一切の責めを負わないものとする。

なお、入札公表後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、本協会のホームページ（http://www.midoriikimono.jp/）のトップページの「おしらせ　入札・契約情報」→「中止公表・訂正公表・入札関係資料の修正を行った案件」に掲載するので入札前に確認すること。

⑹　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア　本件公表に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ　資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　販売手数料率を訂正したもの

エ　再度入札又は再々度入札を実施する場合において、初度入札又は再度入札（無効となった入札を除く。）の最高販売手数料率以下の率でした入札

オ　その他規則第８条各号のいずれかに該当する入札

⑺　入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、規則その他関係法令及び広島市の要綱・要領の規定等（以下の入札関係資料等を含む。）を承知の上で入札に参加すること。

入札関係資料等は、次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 入札関係資料等 | 掲載場所 |
| １－１入札公表  １－２別紙１、２  １－３自動販売機の設置場所・設置台数「設置計画図」  ２入札説明書  ３－１契約書（案）  ３－２仕様書  ３－３届出様式１、２  ４仕様書等に関する質問書様式  ５入札書様式（販売手数料率）  ６委任状様式  ７入札保証金納書  ８入札保証金免除申請書様式  ９一般競争入札参加資格確認申請書様式 | 本協会のホームページ(<http://www.midoriikimono.jp/>)のトップページのお知らせ「入札・契約情報」→ 入札予報・入札結果「令和４年度分」へ画面を展開し、該当入札案件の「詳細はこちら」→『添付資料』からダウンロードすること。 |